

認証評価制度の見直しについて(意見)

2025 年 6 月 10 日

専門職大学コンソーシアム
会 長 北 畑 隆 生

第 1、知の総和答申を踏まえた新たな評価制度について

中央教育審議会「知の総和」答申(以下「答申」と略す)に基づき、WG において新たな評価制度について集中的な検討が行われていることに敬意を表します。

答申では急速な少子化など諸情勢の急激な変化の中で、大学は機関の種類、設置形態(国立・公立・私立)、研究・職業教育の機能、立地(都市・地方)、規模等において多様であり、その特色を活かしながら独創的な取り組みで教育の質の向上を図り社会の期待に応えていくべきとされています。

大学の評価項目、評価基準などの制度設計は、今後の大学のあり方を改善、発展させていく極めて重要なものと考えられます。ただし、その内容いかんでは、大学の多様性が損なわれ、また個々の大学の存立に関わる重大な影響を及ぼしかねません。また、高評価の獲得が自己目的化し、大学の本来の独自性や特色が失われる「本末転倒」となる恐れもあります。

多様性を維持し独創的な取り組みを相応に評価するとともに、公正、公平で納得感のある評価基準を作成することはかなり難しいことと思います。

そこで提案したいのは、大学の授業における「必修科目」と「選択科目」のように、全大学共通の「必須評価項目」と、大学ごとの特性に応じて選択可能な「選択評価項目」を設定するとともに、これらには含まれない各大学独自の評価項目を大学が提案して受審する「提案評価項目」を併用する、三層構造の評価制度の導入です。

1. 必須評価項目 (大学共通の基準)

答申では、学部・研究科等に応じた定性的評価と教育研究に基づく定量的評価を行うことにより教育の質を評価するとされています。

(1) ガバナンス体制 (2) コンプライアンス (3) 財政の健全性 (4) 教員 1 人当たりの学生数(ST 比) (5) 学生の退学率

などは、これまで機関別評価で実施されてきたものであり、全大学に共通する公平な評価項目と考えられます。大学自身の質向上につながるこれらの内容も評価の対象に残していただきたいと思います。

2. 選択評価項目(多様な評価基準)

答申では、機関別、設置者別に高等教育機関の役割は異なり、また大学ごとにミッションの多様化が進んでいること、人材育成は、対象とする学生の知識・能力や育成する人材像によって教育内容や手法に違いがあることからミッションに応じた教育、研究を行うべきで、大学の機能や特性等に着目した政策が重要とされています。

評価項目、評価基準は、この趣旨を踏まえた多様性のあるものとすべきです。多数の用意された評価項目の中から、その大学が希望する評価項目を選択できる制度としてはどうでしょうか。

(1) 研究型大学と職業教育型大学では評価項目と基準が異なるべきと考えます。

多くの学生は、研究ではなく就職のために大学に進みます。長期間のインターンシップ、実就職率、採用企業の学生評価、学生の就職満足度など教育の成果に関わる多様な評価項目を用意することが必要です。就職先の業種・職種の専門性や企業規模などをどのように評価項目に組み込むかについては、納得性と公平性を担保するための丁寧な指標設計が求められます。

(2) 私立大学は、答申では「建学の精神に基づく自主性と多様性に富んだ教育研究に特色がある」とされています。国公立大学とは財政面に違いがあることを配慮した評価項目の設定が必要です。また、私立大学独自の研究教育活動が評価される評価項目を設けるべきです。

(3) 地方大学には、地域貢献や地域定着型人材の育成が重要です。地元からの入学人数(率)、入試における地域枠の設定、地元就職者数(率)、自治体や地元企業との連携(産官学協力、自治体からの資金援助、企業からの寄付、奨学金等)などを評価項目として選択できるようにすべきです。

3. 大学提案型評価項目（独自性評価基準）

(1) 独自性の評価

大学には上記1及び2の評価項目ではカバーしきれない独自の取組みがあります。自主性と多様性を損なわないよう各大学が自ら評価基準(定性的なものを含む)を作り、それを評価機関が採用する仕組みを導入すべきではないでしょうか。

国立大学の運営費交付金の配分、法科大学院ではこのような方式を実施済みと聞いておりますので、その実績、経緯等を踏まえ、是非採用していただくようお願いいたします。

(2) 自主性と多様性を活かす KPI ベースの評価導入

自主性と多様性を活かすため、(1)の独自の評価基準に加え、上場企業の多くが採用している KPI(重要業績評価指標)制度を大学評価に導入するべきと考えます。

大学は、建学の精神や3つの方針を具体的に表現する数値目標、自主的に設定している各種の数値目標、さらに他大学と差別化するための独自の戦略等を複数

の KPI（数値目標とすることが困難なものについては定性的目標）として公表し、その達成度、自己評価等を評価項目に導入していただきたいと思います。

(3) 加点制度

評価項目、評価基準は、どのように工夫して設定しても各大学には不満が残ると思います。その不満を隠して、評価基準に無理に合わせようとすれば、大学が画一化し、「金太郎飴化」する恐れがあり、これは答申が求める多様性の尊重という趣旨に反する結果となります。

評価項目にはないが、大学の独自の取組みとして評価に値する事項について、「加点」をする仕組みを導入してはどうでしょうか。

さらに、以下の諸点から認証制度の見直しを進めていただきたく存じます。

4. 教育成果としての「学生の成長度合い」の評価

答申では「教育力」を評価すべき、とされています。入学時と卒業時の「学生の成長度合い」を評価項目、基準に入れることが必須です。

①中学、高校では、入口と出口を偏差値(それ自体に議論はありますが。)という客観的、定量的な基準で評価することができます。民間企業が作成する「全国私立中高一貫校のび率ランキング」のようなものもあります。学校の教育力(学生の入学時偏差値伸び率)を客観的に評価するものとしてそれなりに納得感があります。

大学ではそういう出口の指標はありません。教育力を評価する客観的で納得感のある指標づくりに取り組むべきと考えます。

②職業教育を主とする大学では、学部、学科の教育内容に沿った各種国家資格、公的資格、あるいは民間資格も含めてその取得数、取得率などを指標とすることも一案です。

ただし偏差値が高く受験勉強の強い学生を集めた大学の評価が高くなるのは当然で、それでは教育力を測る指標としては適当ではありません。入学時偏差値の高低による影響を捨象し、大学の取組みが公平に反映される基準とすべきです。

5. 大学の改善努力

(1) 多くの大学では「将来計画」を策定し、中期目標を定め、公表しています。

3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき構築された教学マネジメント体制と、それに連動する大学経営の目標を極力具体的なもの、できれば数値目標を設定することを奨励し、その達成度を評価項目とすべきと考えます。

ただし、達成度を高めるため目標を低く設定するようなことを防ぐため、大学の多様性を考慮した上で定量目標、数値目標の「推奨モデル、推奨数値」のようなものが策定されれば、有益と考えます。

大学の外部環境(例えば新型コロナ禍のように大学のコントロールの外の事象)は今後も激変すると予想されることから、数値目標は、楽観ケースと悲観ケースを含めた幅のあるものとして、その範囲内であれば同じ評価を受けられるような配慮が必要と思います。また、目標が達成できない場合でも、大学の改善努力(例えば数値目標の経年変化)を考慮するなど柔軟な対応が必要と考えます。

(2) 大学進学者増の取組み

大学進学者数と進学率は、普通科(卒業生 67.9 万人、大学進学者 46.5 万人、進学率 68.5%)は今後大きな伸びが期待できないのに対し、専門高校(卒業生 19.1 万人、大学進学者 5.4 万人、進学率 28.2%)、専門学校(卒業生 25 万人)には、まだ伸びる余地があり、その大学進学率向上は、日本の知の総和の底上げとなり、学生には知識と能力の向上、大学には受験者増につながります(※数値は令和 6 年度学校基本調査より)

- ① 専門高校、専門学校からの受験者増、そのための広報活動、編入学制度整備、出前授業等
- ② より上位の高等教育機関への進学を進めるため、「高大連携」の拡大、高等専門学校から大学、大学院への転入、進学、職業教育を行う高等教育機関の連携
- ③ リカレント教育、リスキリング
などの大学の取組み改善努力を評価すべきと考えます。

6. 複数段階評価の導入に関する留意点

品質向上を目的とした評価制度の例として、企業会計業務を行う公認会計士の監査事務所に対する 5 段階評価制度(1 が最高評価)導入されています。(補足資料 3)

実際には、大手 4 社のみが高評価(総合評価 2)を獲得し、準大手や中小事務所はおおむね 3~5 に分布しており、結果として規模の大きな監査事務所が高い評価を受ける傾向が見られます。このため、中小事務所が大手に吸収・統合される動きにつながっています。

監査法人のように業務が画一的であれば一律基準での評価にも合理性がありますが、機能やミッションの多様な大学に同様の単純な複数段階評価を行うのは適切ではありません。

特に、複数段階評価を公表する場合は、その数値だけが一人歩きして大学の経営や信頼性に重大な影響を与えるおそれがあります。数値に加え、レーダーチャートなどでその大学の得意分野を示すこと、大学の改善努力を併せて公表するなど制度設計には十分慎重な配慮をお願いします。

7. 評価項目と基準の見直し

大学をめぐる環境の変化、評価制度の運用実績等を踏まえ、大学の現場の意見を聴取し、定期的に評価項目と基準を見直すことが必要と考えます。

8. 評価機関のあり方と選択肢の確保

現在、分野別評価を担える評価機関は、その数が極めて限られており、実質的に選択肢がない状態です。このままでは評価機関が過度に大きな影響力を持ちかねず、公平性、公正性に課題が生じますので評価機関を監査する仕組みの再検討が不可欠と考えます。

また、複数の認証評価が存在する場合は、認証評価機関により基準にばらつきが出るのは、不公平であり、そのような懸念が出ないような対策が必要と考えます。

第二 認証評価制度に関する現状認識

高等教育の質保証・向上を推進する上で、認証評価制度が果たす役割は極めて大きいことは答申で指摘されている通りです。これまで専門職大学が受けてきた認証評価については、

- ① 評価者に産業界の専門家が入ることで、実社会との接続性を高めることができる。
- ② 大学運営者や産業界の有識者から多角的な視点の指導を受け教育の質の向上につながる。
- ③ 教職員にとって貴重な経験となり教育活動や組織運営を客観的に見直す機会となっており、認証評価の過程で指摘された事項について大学が迅速に対応(PDCA サイクル)することで大学の改善、改革が進む効果があります。

ただし、「評価のための評価」となっていないか、質確保と負担軽減はバランスしているのか、という点については疑問を感じる点もあります。「制度の抜本的見直しが必要」という答申の指摘に強く賛同いたします。

見直しにあたり考慮、検討いただきたい事項については、第一で詳細に申し上げたので繰り返しは避け、専門職大学に限って、課題とその解決のための要望事項を以下の通り申し上げます。

1. 専門職大学に期待される役割と教育の手法の特色に沿った評価項目と評価基準を設けて頂きたい。

- (1) 専門職大学の役割は、成長分野の人材育成を実践的教育手法で行うことであり、①少人数教育(40人以下)、②実務家教員の登用(40%以上)、③長期の臨地実務実習(600時間以上)が義務付けられています。これらは、財政面、教員の勤務条件の面で負担が大きいにもかかわらず、一般大学と共通の評価基準等で評価されています

具体例でいうと、成長分野に知見がある実務家教員を産業界から採用するには、大学と企業では報酬に差があり、実力のある中堅社員を大学にリクルートすることは極めて困難です。教員の年齢構成が高いことに関しては、一定の実務を経た実務家教員を採用することが専門職大学には義務付けられているので、一般の大学よりも平均年齢が高くなってしまふのは仕方ないことで、この点も含めて、一般大学とは異なる基準で考慮いただくようお願いします。

(2) 専門職大学は、研究ではなく職業教育に重点を置いた大学であります。一般大学と同じ基準で「大学である以上教員は研究にも注力し、一定量の論文作成をすべき」という指摘を受けます。臨地実務実習への同行、学生指導など一般大学にはない長時間の勤務を強いられる教員にとっては、研究に多くの時間を割く余裕がありません。特に産業界出身の実務家教員は高度な知識を有し、実践的な教育に実力を発揮しますが、このような実務家教員の役割や特性を踏まえて研究者教員とは別の評価項目、基準で適切に評価していただくよう希望します。

2. 専門職大学は、機関別認証(7年毎)に加え、分野別認証(5年毎)が交互に実施され、学部増設などがあつた大学ではほぼ毎年のように受審とその準備に追われることとなり、資金面(1回数百万円)、業務面双方で負担が大きいのが現状です。

機関別認証を分野別認証に統合し、数年に1回(増設学部の認証も繰り上げて統合)とするよう是非とも早急に改善していただきたい。

また、良好な認証評価を受けた大学には次回の認証評価までの期間を延長(長期化)するような受審のインセンティブを是非検討いただきたいと思います。

補足資料

- 1、認証評価についてのアンケート結果
- 2、アンケート回答内容のコード化と件数
- 3、公認会計士監査事務所の品質向上のための5段階

(以上)

アンケート回答結果		大学		大学 計	短期大学		短期大学 計	回答有計	回答無計	総計
		回答有	回答無		回答有	回答無				
実施時期：2025年5月 ※受審済は、令和6年度までに受審した大学	受審済（認証評価機関）	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	受審済（第三者委員会）	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	未受審	8	3	11	1	0	1	9	3	12
	総計	17	3	20	2	1	3	19	4	23

- 分野別認証評価の意義と効果等
- 専門性に特化した実質的な評価

▶ 専門性の高い第三者評価が可能で、機関別評価では得られない実質的な改善機会となっている

▶ 大学運営経験者や産業界など、多角的な視点が確保され、教育の質向上につながる

▶ 教職員にとって貴重な経験となっており、教育活動や組織運営を客観的に見直す機会となっている
- 大学運営への反映

▶ 評価結果を教授会や評議会で共有した上で、教育課程や委員会制度の見直しに反映（例：卒業要件の単位数を実質化、FD・SD活動の対象やハラスメント対応体制の明確化等）
- 現行の認証評価の課題
- ▶ 機関別と分野別評価の内容が重複しており、特に小規模（単科中心）の専門職大学にとって、事務的・人的・財政的負担が大きい

▶ 分野別認証評価機関が限られており、選択肢がない
- 「知の総和」答申への期待
- 評価対象を「大学全体」から「学部・研究科等」への移行

▶ 大学の規模や教育内容に応じた柔軟な評価に期待

➡単科大学や専門職大学では、現行の機関別の枠組みよりも、学部単位での評価の方が適している
- 「知の活用」への視点

▶ 卒業生がどのように活躍しているかといったアウトカムを重視することで、倫理観やコミュニケーション能力など、社会人基礎力を育成する教育への動機づけがより強化されることを期待
- 更なる負担への懸念

▶ 評価の回数や報告書作成の負担が増加しないよう、評価の実効性を高めつつ、現場の負担軽減につながる評価制度を望む

認証評価についてのアンケート回答

質問1:現状の分野別認証評価に関し、効果はどのようなものがあるとお考えですか。

例：専門性に特化した評価が受けられる、国際通用性が担保される、等

機関別認証評価よりも専門性の高い評価を受けることができる点は効果がある。第三者から専門分野に関する評価を受けることで、自学での取り組みが不十分な個所が明らかになり、改善につながっている。
専門性について、様々な分野(項目)ごとに評価が受けられる。 ※本学の分野別認証評価は、評価機関が存在していなかったため、専門職大学等の課程に係る分野に見識を有する者(外部)により、代替措置により行っています。
外部評価委員会による第三者評価を代替措置とすることで対応した。本学は2020年設置の新設大学であるため、「機関別」も含めて認証評価の経験がなく、認証評価に対する学内の認識を高めることに効果があったと考える。 また、評価委員として、(1)大学運営の経験(学長)、(2)認証評価の経験、(3)専門分野での実績、(4)職業教育・産業教育の専門家、(5)専門分野の行政に明るいこと、を基準として5名の委員をお願いした。委員からの指摘やコメントは今後の大学運営の参考になった。
分野別認証評価について、大学の教育・研究・運営体制に応じた実質的な評価が受けられると考えている。
アカデミア出身の評価者でなく産業界の方による評価という意味は、実社会に近い目線で評価してもらえる安心感があります。
専門職大学の専門性に特化した評価が受けられる。
第三者評価を受けることで、本学の特長、教育研究の質等が明確になり国内外の各方面からの信頼性を担保できる。
専門性に特化した評価が受けられる点では、一定の効果があると思うが、一部の分野に関しては、評価機関が存在しない等評価を受ける体制が整っていないため、分野別認証評価に対しての体制整備が望まれると考える。
自己点検評価項目と基準が明らかになる
分野別になっていることで、適切な評価を受けられるという安心感がある。
各「授業科目」の「到達目標」が「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」にある各「得られる力」にどのように結びつき、「教育課程」がどのような「段階的・体系的学び」で用意され、各「授業科目」がどのような「評価方法・評価基準」で用意され、実際、どのように教育が実施されているか、を確認していただくことがまずもって重要である。また、各授業科目の担当教員が、科目適合性のある教員であることも、確認すべきとの認識である。さらに、実務家教員による実践的な教育がどのようなものであるのかも、明確に評価されるべきである。これらを前提として、学生が、実際に、卒業時にどのような力を得たのかを最終的に確認されることにより、「学ぶ学生のための教育研究機関」として、「分野別認証評価で適合を得た」という意義が見いだせる。

・教育の質の保証と向上に繋がる。→分野ごとに専門的な評価を受けることで、教育内容やカリキュラムの質を客観的に確認・改善につながり、評価基準に適合することで、教育の水準が高い(基準以上にある)ことを社会に示すことができる。・認証評価を通じて「質の高い教育を提供している大学」として、学生・保護者・企業・地域社会からの信頼を得やすくなる。・内部質保証の強化 自己点検・評価を通じて、教育・研究・運営体制の課題を明確にし、改善計画を立てる機会になる。
専門職大学の特徴の一つであり、一般大学も受審する機関別評価に加えて受審することで、専門職大学の教育効果や特徴を対外的に示すことができる。
近年の大学教育の多様化によって、そこで行われる人材育成の目標や教育・研究の進め方において、それぞれに異なる手法が必要になって居り、大学評価もまた、それら多様な大学の教育・研究の状況に対応した在り方が望まれています。こうした状況に鑑みて、特に専門職大学においては、その専門性を明らかにし、アイデンティティを明確化する上でも、分野別認証評価が効果的であると考えます。それぞれの専門職大学においては、学士課程における各分野で核として共有することが望まれる基本的な考え方がありますので、分野別認証評価においては、その考え方を各大学が自ら明示し、各大学における教育課程編成を通じて、大学教育の質の保証に資する目標を掲げ、実践することが重要であると考えられます。当然、普遍的な評価事項もありますので、その評価も大事ですが、各大学が自らの教育理念に基づいて、学生の特性を伸ばすための教育の質保証の在り方を明確化し実現できるか否かを評価することが重要なのではないかと考えています。
分野別認証評価の受審前につき、効果についての意見は特にございません。

質問2: 分野別評価結果(指摘事項含む)の具体的な活用事例があれば教えてください。(例: 理事会等において共有し指摘事項への対応として教育活動等の状況に係る情報公表の見直しを図った、等)

指摘事項について、学内で共有し受審翌年度から改善に向けて取り組むことができた。
評価結果について学内で共有し、教育研究活動等の向上を図った。・卒業要件の単位数について、学生及び教員の負担等を考慮し、教育課程の見直しに伴い改定した。・分野別認証評価報告書について、学外の第三者からの意見を取り入れることとした。
指摘事項は、自己点検評価委員会、教授会、評議会でも共有し、必要な対応を取った。例えば、FD・SD活動の対象範囲に関する意見、ハラスメント委員会と学生員会の役割の明確化に関する意見などを参考にした。
情報公開用に情報をとりまとめるのに役立ちました。
本学は分野別認証評価の準備段階であるため、具体的な議論にまで至っていない。
本学は未受審であるが、当該結果はホームページで公表するとともに本学自己点検・評価委員会でPDCA サイクルを回す際の検討材料とすることとしている。
今年度、分野別評価を実施するため記入すべき事項はありません。
評価事項と指摘事項を大学の意思決定経路を通じて共有し、各部署でのPDCA 活動の契機とする
特にありません

分野別認証評価であるため、教学サイドの理解がまずもって重要であることから、学部の教授会で指摘事項を共有した。これらの指摘事項に関しては、各部局が改善施策を遂行し、その結果を大学が Web サイトで公表する計画である。
・内部質保障に関する学内組織体制の強化、改善のための PDCA サイクルの改善へ繋げている。
管理体制の整備に活かしている。
本学は、まだ評価を受けて居りませんので、今後の課題として、しっかりに対応して行くつもりです。

質問3:現状の分野別評価の課題はどのようなものがあるとお考えですか。(記載例:機関別認証評価の作業と重複し負担となっている、等)

(公財)日本高等教育評価機構が主催する機関別認証評価のセミナーを受講した資料に、自己点検評価の項目ごとの留意点として「専門職大学のみ」と専門職大学等を対象に追加の記載があった。分野別認証評価と重複する項目があることは理解していたが、機関別認証評価においても専門職大学等は特別に項目を追加される場合、機関別認証評価と分野別認証評価を二重に受審することに対し疑問が残った。
分野別認証評価は専門性が高く、評価項目についても専門分野について記載させる部分が多いが、機関別認証評価も基本的な評価項目は同じであり、機関別認証評価と分野別認証評価の両方を受けることは、経費的、作業的な負担が大きくあまり意味がないように感じる。
5年以内ごとの分野別認証評価、7年以内ごとの機関別認証評価があり、重複した内容について評価を受けることになっている。また、それぞれに受審費用が必要となっている。これらのことにより、業務上や費用のうえで大学の負担が増えている。
分野別認証評価では、教育の質保証に関して、関係する委員会個別の役割とその関係性、有機的な繋がりなどを見るとことに加えて、カリキュラムなど細部にわたって検証が行われた。教育の質保証は機関別認証評価でも主要な論点であり、次年度(令和8年度)機関別認証評価において実施される「評価視点」との違いが理解できていない。むしろ、重複していることが懸念される。本学のような小規模大学においては、機関別と分野別の二種類の認証評価を受審することは、事務手続き上も、教員の拘束時間も極めて加重であると感じている。
専門職大学に対して、現行制度では「5年ごとの分野別認証評価」と「7年ごとの機関別認証評価」の双方が課されており、通常の大学と比較して過度な評価負担と費用負担が発生しています。また、両制度の評価周期が異なるため、制度趣旨と整合的な中期計画の策定や実行にも支障をきたしています。ついで、専門職大学においても、通常の大学と同様に7年ごとの機関別認証評価に統一するよう見直しを求めます。
分野毎に認証機関が認可されること、および専門職大学の数がまだ少ないために、認証機関内に認証評価の経験がまだ積み上げられておらず、あまり掘り下げた評価ができず表面的にならざるを得ないのではないのでしょうか。また、機関別認証評価と重複した評価項目が非常に多いように思います。

本学の専門分野での認証評価機関は1つしかないので、選択肢がなく、正当な評価が担保されるかわからない。また、専門職大学はそれぞれの分野に特化していることから、適切な評価が受けられるかどうかわからない。
機関別認証評価と重複する部分があるので、統合して新たな評価制度を確立することには賛成である。
機関別認証評価と分野別認証評価を受ける時期を考えると大学側の負担が大きくなっている。
機関別認証評価との共通点については簡略化する方向が必要で
単純計算で 35 年目には機関別と分野別の両方の評価を同じ年度に受けなければならないことは、専門職大学にとってあまりにも負担が過重と考えます。
自己点検評価活動の一環（自己点検評価活動の一部を分野別認証評価で確認されるだけ）であり、特段問題はないが、「機関別」と思われる管理運営系の項目も確認されることにより、本来、ご意見をいただけるはずの「教育課程」等教育研究に関する施策への検証時間が少なくなってしまうのではないかと、との懸念がある。分野別認証評価では、教育研究に関わる項目について、重点的に確認いただき、ご意見を頂戴したい。
専門職大学、専門職大学院は、機関別認証(7 年毎)に加え、分野別認証(5 年毎)が交互に実施され、学部増設などがある大学ではほぼ毎年のように受審とその準備に追われることとなり、資金面(1 回数百万円)、業務面双方で負担が大きいのが現状である。
機関別と分野別の 2 種類の評価があること、さらに評価内容も重複していること。 複数学部があり、学生数が 1 万人を超える規模の一般大学でも機関別評価のみの受審に対し、収容定員 1000 人以下で単科大学が中心の専門職大学で機関別と分野別の 2 種類受審することの整合性が取れているとは言い難い。
前職(国立大学)の経験では、まだ分野別評価を受けたことはありませんが、当時、大学評価・学位授与機構による機関別評価と共に、文科省における毎年の実績評価などを受けていました。その際に、いくつかの評価が重複することがあって、その作業がとても大変でした。この 3, 4 年、かなり評価が簡素化されたと聞いてはいますが、評価疲れを起こさないためにも、負担の軽減が望まれます。

質問4: その他、分野別評価の現状認識に関してご意見があればご記入ください。

機関別認証評価で分野ごとの専門性についての評価項目を取り入れる、分野別評価に管理運営・財務状況についても記載を追加するなどして、いずれかの評価を受ければよいようにしていただきたい。
専門職大学は、授業を受講学生 40 名以内で行っていること、授業全体の 1/3 以上を実習や実技としていること、600 時間の臨地実務実習を受入法人・団体と協力して進めていることなど、新しく制度化された教育システムのもとで遂行している。教育の質保証の観点から、あるいは大学運営においても、制度により厳しく制限されているものであり、その意味からは「分野別認証評価」が適正に行われるのであれば、「機関別認証」は不要ではないかと感じている。
認証評価機関の整備が遅れていると思います。
本学は分野別認証評価の準備段階であるため、具体的な議論にまで至っていない。

全国的に見ても専門職大学の規模は、中小であるにもかかわらず7年の間に分野別と機関別の2回の認証評価を受けることは、負担が大きいと考える。
分野別評価の結果が公表され、進学希望者や保護者が希望する学部情報を容易に比較・検討ができるようになることを希望します。
特になし。
機関別認証を分野別認証に統合し、数年に1回(増設学部の認証も繰り上げて統合)とするよう改善していただきたいと考えている。また、良好な認証評価を受けた大学には次回の認証評価までの期間を延長(長期化)するような受審のインセンティブを是非検討いただきたい。
評価機関の評価が遅れ、第三者評価委員会となる分野が多い。専門職大学院でも同様であったことから、評価機関の認証の対応をとるべきではないか。

質問5:「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度への期待や留意点について、特記すべき事項があれば記載してください。【参考】(メール添付ファイル)認証評価制度に関する答申関係資料

学部学科を対象とした制度に移行するとなれば、学部学科単位での特徴を評価することができるように考えている。そのように学部単位での特徴を評価できるようになるのであれば、分野別認証評価と変わらなくなり、機関別認証評価、分野別認証評価を一本化できるのではないかと期待している。一方でどのような認証評価の方法になるかにもよるが、学部・学科単位で認証評価を受けるということになれば、認証評価を受ける回数、あるいは学部学科別での報告書の作成などの負担が増えることにならないか危惧している。
認証評価における各高等教育機関の負担軽減を考慮したうえで、質保証・向上に効果のある評価制度としてほしい。
私見である。(1)評価制度の見直しは必要であると考え。(2)新たな評価制度が「学部・研究科等」を対象とすることに賛成する。専門性と教育の質を合わせた評価が必要であり、学部・研究科が多数ある大規模大学の機関別評価ではそれが適わないのではないかとされるが、単科あるいは小規模な大学の評価には相応しい評価方法であると思われる。その場合、分野別認証評価に近いものになるのではないかと。
答申の根底にある考え方として、大学は知の創造・獲得に重きをおいているように感じます。しかしながら、社会は、それよりも知の活用、つまり知をいかにして人の幸せや豊かさに繋げるかを求めているように思います。人材輩出先である産業界や地域からの評価(卒業生がどう活躍しているのかなど)をしっかりと取り入れてもらえれば、知識だけでなく倫理などの教育などもしっかり行われるようになり、よりよい社会人を育成する機関へと導くことのできる評価制度になるのではないのでしょうか。
一学部のみの場合には、機関別認証評価に分野別認証評価は重複するところが多いため、一本化してはどうかと考える。
高等教育を受ける権利の機会均等という「知の総和」答申の観点から地方と都市部の大学の規模・学生募集の状況等が、異なることから一律に認証評価制度を行うことに疑問を感じている。
特にありません

「その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。」の箇所について、国民に分かりやすく提示するという観点から、「将来像」答申の「機能別分化」ごとに「教育の質を数段階で示す」など、大学の社会的役割の分類ごとの評価としていただきたい。

学部や学科レベルで評価することになることは教育の質を評価するうえで良いと思うが、分野別認証評価との評価内容の重複度がより高まることから、専門職大学の分野別評価の内容変更もしくは廃止が望まれる。

それぞれの大学の特性に応じた多様な評価の在り方が望まれます。「大学」としての基本的事項については、その社会における立ち位置の明確化や学術的レベルの維持など、一般の大学に求められる事項についての評価は必要ですが、それぞれの大学の特性と多様性が維持できるような、さらには独創的な取り組みを理解し、評価できるような体制を作って頂きたいと思います。また、各大学には、それぞれの分野における評価基準を、自ら策定することも、考えられると思います。以前に、文科省からの依頼を受けて、日本学術会議で「大学教育の分野別質保証委員会」を立ち上げて、大学教育の分野別質保証に資するため「各分野の教育課程編成上の参照基準」を作成しましたが、専門職大学でも、自ら基準を作るのも良いかも知れないと思っています。

質問6：専門職大学・専門職短期大学の認証評価全般についてご意見があればご記入ください。

本学のような小規模大学においては、教職員の体制も余裕がなく、毎年の自己点検・評価、5年以内ごとの分野別認証評価、7年以内ごとの機関別認証評価の受審は、業務・費用ともに負担が大きい。規模に応じて評価内容を区分するなど、当該規模に応じた効率的・効果的な評価実施方法が検討できないか。

専門職大学にあっては、分野別認証評価を行うことで機関別認証評価も代替するように設計して頂きたい。前述の「その他、分野別認証評価の現状認識…」の内容を再掲する。専門職大学は、授業を受講学生 40 名以内で行っていること、授業全体の1／3以上を実習や実技としていること、600 時間の臨地実務実習を受入法人・団体と協力して進めていることなど、新しく制度化された教育システムのもとで遂行している。教育の質保証の観点から、あるいは大学運営においても、制度により厳しく制限されているものであり、その意味からは「分野別認証評価」が適正に行われるのであれば、「機関別認証」は不要ではないかと感じている。

認証評価機関の認可申請手続きが遅延したため、評価を受けるべき年度に認証評価機関が存在せず、学校教育法第 109 条第 3 項但し書で対応せざるを得ないこととなりました。専門職大学制度が急造されたものであるのは理解していますが、現在進行形で運営している大学に迷惑をかけるよりも、あまり細かく指摘せず進めてもよかったのではないのでしょうか。

専門職大学も国からの助成を得ている大学であるため、通常の大学と共通する多くの項目は、「専門職大学だから」「職業教育だから」という特別扱いは必要なく、通常の大学と同じ土壌で、忌憚のないご意見をいただくのでよい。

アンケート回答内容のコード化と件数

アンケートの回答内容をコード化し、件数をカウントしたもの。1 回答で複数コードを当てはめている場合もあるため、合計と回答大学数は一致しない。

質問1:現状の分野別認証評価の効果

コード	件数
専門性に特化した評価が可能	4
分野別認証評価の体制整備が必要	3
第三者評価で信頼性を担保	3
教育の質保証と向上に繋がる	2
評価の安心感	2
専門職大学の教育効果を示す	1
授業科目の到達目標と評価基準	1
実務家教員による実践的教育	1
大学教育の多様化に対応した評価	1
内部質保証の強化	1
自己点検評価項目と基準が明らかになる	1
特になし	1
計	21

質問2:分野別評価結果(指摘事項含む)の具体的な活用事例

コード	件数
指摘事項を学内・教授会等で共有	4
PDCA サイクルの改善に取り組む	3
分野別認証評価は未受審	3
改善施策を各部局で遂行する	1
情報公開用に情報をまとめる	2
卒業要件の単位数の見直し	1
管理体制の整備に活かす	1
特になし	1
計	18

質問3:現状の分野別評価の課題

コード	件数
専門職大学の評価負担が過度	5
認証評価の費用負担が大きい	4
認証評価の重複が大学に負担	3
評価項目の重複の見直しや統合が必要	4
評価周期の違いが計画に支障をきたす	1
認証機関の選択肢が少ない	1
評価の質が表面的である懸念	1
小規模大学にとって評価負担が重い	1
計	20

質問4:その他、分野別評価の現状認識についての意見

コード	件数
評価機関の認証対応が遅れている	2
分野別評価の公表を希望	1
機関別と分野別の重複の改善	2
認証評価の負担軽減を希望	1
分野別評価の準備段階	1
認証評価のインセンティブを提案	1
認証評価結果により次回受診までの期間を延長	1
特になし	1
計	10

質問5:「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度への期待や留意点について、特記すべき事項

コード	件数
分野別認証評価の重複解消・評価制度の一本化	5
学部・研究科単位の評価賛成	2
認証評価の負担軽減を考慮	2
産業界の評価を教育に反映	1
地方と都市部の大学の評価差	1
大学の特性・社会的役割に応じた評価制度	2
独創的取り組みに対する評価を希望	1
特になし	1
計	15

質問6:専門職大学・専門職短期大学の認証評価全般についての意見

コード	件数
評価の一本化を希望	2
専門職大学の特別扱い不要	1
認証評価手続きの遅延問題	1
小規模大学の評価負担	1
評価内容の規模別区分の提案	1
分野別評価の適正実施希望	1
計	7

監査事務所の業務運営に関する総合評価

令和6年7月19日付けで審査会より公表された「令和6年版モニタリングレポート」において、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管

理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、以下のとおり、平成28事務年度に着手した検査から監査事務所の業務運営に関する総合評価を記載するものとされています。

監査事務所の業務運営に関する総合評価

● 総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

「良好であると認められる(総合評価:1)」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価:2)」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価:3)」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価:4)」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる(総合評価:5)」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

● 総合評価の分布状況

直近5年間の検査(令和元事務年度から令和5事務年度までの間に着手し終了した通常検査)における総合評価の分布状況は以下のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる(総合評価:1)」に該当する監査事

務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価:2)」以下の区分に分布している。

＜直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）＞

区分(総合評価)	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる(総合評価:1)	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価:2)	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であると認められない(総合評価:3)	—	2	3
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価:4)	—	3	6
著しく不当なものと認められる(総合評価:5)	—	—	7

検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容の伝達

「令和6年版モニタリングレポート」においては、被監査会社の監査役等が、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の

品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される旨が記載されています。